

マイナポータル上で 健診結果などを閲覧 できるようになります

10月から、マイナポータル上で令和2年度以降に受診した特定健診や事業主健診などの結果の閲覧が可能になりました。マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。令和3年度以降の結果は、健診受診月の翌々月末以降に登録完了予定です。

※人間ドックなど一部の健診では受診月の翌々月以降も閲覧できない場合があります。

問すこやか生活課

☎・☎(581)0201
☎(581)1628



マイナポータル

歯周病検診を受けましょう ～11月8日(月)はいい歯の日です～

感染症予防をふまえた、口の健康づくりを意識してみましょう。

時令和4年3月31日(木)まで

所守山・野洲・草津・栗東市内の実施医療機関

対20～74歳の人 料1,000円

申事前に実施歯科医院へ直接申し込み。

他・令和3年度中に40歳になる人には、無料はがきを送付しています。

・野洲・草津・栗東市内の医療機関で受診する人は、事前に下記へお問い合わせください。

問すこやか生活課

☎・☎(581)0201
☎(581)1628



実施歯科医院

冬は特にご注意 ノロウイルスによる 食中毒

食中毒は夏だけではなく、ノロウイルスによる食中毒が冬に多発しています。次のことに注意して、食中毒を予防しましょう。

- ・手洗いをしっかり行いましょう
- ・食品は十分に加熱しましょう
- ・体調が悪いときは休みましょう
- ・食品を盛り付ける時は、マスク、手袋を着用しましょう
- ・調理器具はしっかり消毒しましょう
- ・ふん便、おう吐物の処理と消毒を適切に行いましょう

問すこやか生活課

☎・☎(581)0201
☎(581)1628

国民年金保険料は納めた全額が 社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告で、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。

令和3年1月1日～12月31日に納めた保険料が対象で、過去の年度分や追納保険料なども含まれます。また、自分の保険料だけでなく、家族(配偶者やお子さまなど)の保険料を支払っている場合、合わせて控除が受けられます。

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または、保険料を支払ったことを証明する書類を添付する必要があります。日本年金機構から下記の時期に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛てに発送されます。

発送時期	対象者
10月下旬～11月上旬	令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人
令和4年2月上旬	令和3年10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した人 (令和3年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人を除く)

※「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会は、ねんきん加入者ダイヤルへお問い合わせください。

問ねんきん加入者ダイヤル

(平日午前8時30分～午後7時、第2土曜日午前9時30分～午後4時。12月29日～1月3日は除く)

☎0570(003)004(ナビダイヤル)

※050で始まる電話でかける場合は

☎03(6630)2525

日本年金機構草津年金事務所 ☎(567)2220

国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

商工観光課からお知らせ 滋賀県事業継続支援金 (第3期)を支給します

県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、売上が減少した県内の中小企業などに対し、支援金を支給します。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



ホームページ

時令和3年8月までに開業していて、次のいずれかに該当する県内の中小企業など。

- ・令和3年9月または10月のいずれかの月の売上が令和2年または令和元年の同月に比べて50%以上減少している
- ・令和3年9月と10月の売上の合計が令和2年または令和元年の9月と10月の売上の合計と比べて30%以上減少している

支給額 中小企業など：20万円

個人事業主：10万円

※1事業者につき申請は1回まで。第1期、第2期と第3期は重複受給可能

問滋賀県事業継続支援金コールセンター

(平日午前9時～午後5時)

☎0570(200)575

